

## 七飯町競争入札参加資格審査申請の手引

この申請手続きは、令和6年度及び7年度に七飯町が発注する物品の購入及び印刷物の製造並びにその他の契約（物品の賃貸借、役務、委託業務等。以下「物品の購入等」という。）に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、有資格者になりますと競争入札参加資格者名簿に登録されます。

なお、**資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるという事ではありません**ので、ご留意願います。

### 第1 資格審査申請書に当たっての留意事項

#### 1 審査基準日

資格審査の基準日は、令和6年1月1日です。

#### 2 種 別

(1) 七飯町では、業種を別表1（11頁）の「業種別分類表」の分類に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討して、登記している具体的な目的の範囲内で希望する業種を定めて下さい。なお、事業の確認については、次の要件が必要となります。

①法人の場合 商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が登記されていること。

②個人の場合 営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

(2) 別表1の業種別分類表の「説明」欄に記載している【 】書きで示した許可、認可、登録等が示されている業種を希望する場合は、別表2（12頁）の「営業許可等一覧表」に示す許認可等を有していることが必要です。

#### 3 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（次に掲げる事項）に該当しない者であること。

① 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 国税（消費税及び地方消費税）及び都道府県税を滞納している者でないこと。 } ※納期限が到来しているものに限る

(4) 町税等を滞納している者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び七飯町暴力団排除条例（平成26年条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 審査基準日（令和6年1月1日）現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(7) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に売上高を有していること。

(8) 個人にあつては、従業員（代表者を含む）の数が2人以上であること。

(9) 別表1業種別分類表の「中分類」の欄中「50 フォーム印刷」、「51 凸版印刷」、「52 凹版印刷」、「53 平版印刷」、「54 孔版印刷」を希望する者は、希望する印刷物の製造のために必要な機械器具設備を所有（リースを含む。）していること。

## 地方自治法施行令(抜粋)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 4 申請書の受付期間

受付期間：令和6年2月1日から令和6年2月29日まで（土・日・祝日は除く。）

受付時間：

## 5 申請書の受付窓口

七飯町役場 財政課財政係 [本庁舎2階]

開設時間：9：00～12：00 / 13：00～16：00

住所：〒041-1192  
北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

電話番号：0138-65-2511（内線227）

FAX番号：0138-66-2054

なお、提出は原則としてインターネットでの提出をお願いします。

下記URLの「LOGOフォーム」を利用し、必要事項の入力及び申請書・添付書類の送信を行ってください。

URL：<https://logoform.jp/form/J7jA/465529>

※注 原則「インターネット」による受付としますが、「郵送」での提出も可能です。

なお、申請書については、記載内容、添付書類等に不備が無いよう十分注意してください。

## 6 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日です。

## 7 審査結果の通知

「競争入札参加資格審査結果通知書」を3月下旬に、申請者（本店に代わり支店等が申請した場合は、支店等）に通知します。なお、この通知書は、紛失等による再発行はいたしません。

## 8 様式1（共通書式）の作成方法

(1) 英数字については、半角で入力すること。

(2) 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。

(3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。

なお、「新規」とは、七飯町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、令和5年度の申請を行っていない場合をいうこと。

- (4) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。
- (5) 「05 建設業許可番号」欄、「06 適格組合証明」欄は、記載を要しないこと。
- (6) 「09 商号又は名称」欄には、商業登記簿謄本に記載された名称を記載すること。
- (7) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。  
なお、様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。
- (8) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。
- (9) 「13 担当者」欄から「17 担当者メールアドレス」欄については、本申請書を作成し、七飯町からの種々の連絡に対応できる方の氏名・連絡先等を記入すること。
- (10) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。  
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。
- (11) 「19 外資状況」欄については、記載を要しないこと。
- (12) 「20 営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1 年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1 年未満切り捨て）を記載すること。
- (13) 「21 常勤職員の人数（人）」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。
- (14) 「22 設立年月日（和暦）」については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。  
なお、個人の場合には記載を要しないこと。
- (15) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

## 9 様式 4-1 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法

- (1) 様式 4-1（競争参加資格希望営業品目表）の「24 及び 25 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。
  - ① 希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。
  - ② 「営業品目」欄については、選択した資格の種類ごとに、別表 1（11 頁）の「業種別分類表」の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。
  - ③ 「○」を記載した「営業品目」については、「希望営業品目詳細表」に具体的な取扱品目を記入すること。
- (2) 様式 4-1（経営状況調査表）については、次により記載すること。

**※最近1年間の収支決算の損益計算書を提出する場合には、「経営状況調査表」の提出を省略することができる。**

① 「26 製造・販売等実績」については、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

なお、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。

また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

② 「27 自己資本額」欄は、次により記載すること。

ア 「① 株主資本」欄について法人の場合には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

イ 「① 株主資本」欄について個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合には、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

ウ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載すること。

エ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載すること。

③ 「28 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

④ 「29 設備の額」欄は、様式4-1①（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

※設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること（なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があつてもその金額は計上できない。）。

⑤ 「30 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類E－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。

	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
主たる事業の種類		内容
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。

※業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

- ⑥「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

## 10 様式4-2 営業所・申請代理人一覧表の作成方法

- (1) この表は、七飯町の入札に参加するにあたって、本社（本店）から受任する支店等営業所・申請代理人の状況について、記載すること。
- (2) 本表を提出する場合、別途「委任状」を添付すること。

## 1 1 提出書類等

競争入札参加資格審査申請には、次の書類を添えて提出してください。

	区 分	法人	個人	中小企業等 協同・協業組合
1	競争入札参加資格審査申請書 (総務省標準様式 様式 1、様式 4-1 ①②、様式 4-2 ※) ※支店、営業所等に委任する場合のみ提出	}	}	}
2	使用印鑑届 [PDF ファイルでの提出可※色刷りはカラーとする]			
3	誓約書 [PDF ファイルでの提出可※色刷りはカラーとする]			
4	納税証明書 [写可] ※7頁参照 (1) 完納証明書【町税分】 町税務課が発行する、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの (2) 納税証明書【都道府県税分】 都道府県(税事務所等)が発行する、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの (3) 納税証明書【国税分】 税務署が発行する、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの			
5	希望営業品目詳細表			
6	損益計算書等 (最近1年間の収支決算) ・財務諸表類については、申請者が自ら作成している当該申請書を提出する日までに確定した最も新しい営業年度の決算(1年間分)に係るもの ・「法人」にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書を提出 ・「個人」にあつては、 <b>令和5年分</b> として申告した(予定)の確定申告書の写し(収支内訳書含)を提出			
7	商業登記簿謄本 [写可] ※「登記事項証明書」での対応可 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	○		○
8	身分証明書 [写可] (市区町村長の発行するもの) ・代表者が成年被後見人及び被補佐人、被補助人(ただし、契約のために必要な同意を得ている者を除く)並びに破産者で復権を得ない者に該当しないことの証明書 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの		○	
9	営業証明書 [写可] (市区町村長の発行するもの) ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの 〔営業証明書が発行されない場合は、希望する業種の営業を証する書類(業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)等)〕		○	
10	従業員名簿 ※別記様式1 ・個人は、代表者及び家族従業員を含めて(1ヶ月以上の雇用を含む)記入 ・中小企業等協同組合、協業組合にあつては、組合の従業員名簿を提出		○	○
11	委任状 支店、営業所等に委任する場合のみ提出 ～注意事項～ [PDF ファイルでの提出可] ・申請人(委任者)と代理申請人(受任者)が同一の委任はできません	○	○	○
12	七飯町への法人町民税申告書(20号様式) [写] (直近提出のもの) ・七飯町内の支店等の代表者を代理申請人とする場合にのみ提出	○		

	区 分	法人	個人	中小企業等 協同・協業組合
13	許認可等に関する証書〔写〕 ・別表1業種別分類表中の説明（営業に関する許認可等）の欄中において【 】書きで示した許可、免許、登録等を要する場合に提出	○	○	○
14	機械器具設備状況 ※別記様式2 ・別表1業種別分類表、印刷部門の中分類（50～54）に該当する場合、機械器具設備状況を提出してください。	○	○	○
15	中小企業等協同組合、協業組合の定款及び協同組合等の概要 官公需適格組合証明書〔写〕			○

注1 ○印は申請者の区分により添付する書類です。該当しない項目の書類は、提出又は提示の必要がありません。

注2 中小企業等協同組合、協業組合にあつては、添付書類のほかに組合の貸金台帳を提示してください。

## 12 その他注意事項

- (1) 七飯町内の支店等が代理申請人となる場合は、**商業登記簿謄本上で支店等が七飯町内に登記されているか、七飯町への法人税申告書の写しの提出**が必要となります。
- (2) **受付に係る受理票等はお渡ししておりません。**受理票を希望される方は競争入札参加資格審査申請書の写しをお持ちいただくか、独自様式で受理票を作成していただければ、受付印を押印いたします。郵送の場合は返信用封筒等を同封してください。
- (3) 申請書等を提出する際はフラットファイルに綴じる必要はありません。

### ●町税及び都道府県税、国税に関する納税証明書について

(1) 七飯町内に本店又は支店、営業所等を有する法人及び個人の方

【3種類】

#### ①完納証明書

- ・完納証明書の請求窓口は、町税務課です。証明（請求）用紙は税務課窓口にあります。七飯町のホームページ（<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることも可能です。
- ・証明が必要な税目は、すべての町税です。
- ・添付していただく完納証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・手数料は300円必要となります。
- ※完納証明書請求の際には、七飯町に対する債務（使用料・手数料等）の滞納の有無についても確認してください。

#### ②道税に滞納がないことの証明書（納税証明書）

- ・納税証明書の請求窓口は、道税事務所、各総合振興局・振興局（税務課・納税課）です。交付請求書は、納税証明書の請求窓口にあります。また北海道総務部財政局税務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/download/index.htm>）からダウンロードすることも可能です。
- ・証明が必要な税目は、すべての道税（市町村が賦課徴収する個人道民税を除く。）です。
- ・添付していただく納税証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・手数料は400円相当分の北海道収入証紙です。（収入印紙ではありません。）

#### ③消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（納税証明書）

- ・納税証明書の請求窓口は、所管する各税務署です。交付請求書は、納税証明書の請求窓口にあります。また国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）からダウンロードすることも可能です。
- ・証明が必要な税目は、消費税及び地方消費税です。（納税証明書「その3、その3の2（個人用）、その3の3（法人用）」のいずれかの書類を添付すること）
- ・添付していただく納税証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・手数料は400円相当分の収入印紙です。（北海道収入証紙ではありません。）

(2) 町外（北海道内）に本店又は支店、営業所等を有する法人及び個人の方 【2種類】

- ①本店又は支店、営業所等の「道府に滞納がないことの証明書」（納税証明書）  
上記(1)②の取扱いと同様です。
- ②消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（納税証明書）  
上記(1)③の取扱いと同様です。

(3) 北海道内に本店又は支店、営業所等を有さない法人及び個人の方 【2種類】

- ①北海道に納税義務がない方（本店が道外で道内に支店等がない場合）は、本店が所在する都府県の事業税（法人等）に滞納がないことが確認できる納税証明書を添付してください。
- ②消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（納税証明書）  
上記(1)③の取扱いと同様です。

●納税証明書添付区分早見表

	町の 完納証明書	道の 納税証明書	都府県の 納税証明書	税務署の 納税証明書
(1) 町内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人の方（申請者）	○	○		○
(2) 北海道内に本店を有する法人・個人の方（申請者）		○ 本店分		○
北海道内に本店を有さない法人・個人の方で、 北海道内に支店、営業所等を有する方（申請者）		○ 支店、営業所等		○
(3) 北海道内に本店、支店、営業所等を有さない法人・個人の方（申請者）			○ 本店分	○

**※上記(2)(3)に該当する場合、七飯町以外の所在市区町村の納税証明書は提出不要**

1 3 資格要件の特例（協同組合等の取扱い）

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、入札参加資格審査のうち、次のことについて取扱いが異なります。

(1) 資格要件

当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用されません。

- ① 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合の証明を有するとき。
- ② 設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

(2) 申請受付時期

資格審査申請書は、4の申請受付期間のほか、次のいずれかに該当したときに提出することができます。

- ① 中小企業等協同組合又は協業組合が、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合の証明を受けたとき。
- ② 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である中小企業等協同組合又は協業組合が設立されたとき。

第2 変更届等の取扱い

- 1 資格の有効期間内に次の事項に変更があったときは、別添の「競争入札参加資格変更再審査申請書」又は「競争入札参加資格関係事項変更届」を速やかに、財政課財政係に提出してください。

なお、これらの様式は、この申請の手引に添付しているほか、財政課財政係の窓口及び七飯町のホームページからダウンロードすることも可能です。



- (1) 競争入札参加資格変更再審査申請書〔別記様式3〕を提出する場合
- ① 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
  - ② 中小企業等協同組合又は協業組合がその構成員を変更した場合
- (2) 競争入札参加資格関係事項変更届〔別記様式4〕を提出する場合
- 商号又は名称、代表者、住所、電話番号、使用印鑑、受任者等を変更した場合

2 前項の競争入札参加資格変更再審査申請書又は競争入札参加資格関係事項変更届には、次の書類を添付してください。

変更事項	再審査	変更届	申請書又は変更届の主な添付書類
1 相続	○		① 相続を証する書面（戸籍謄本、分割協議書等） ② 相続した者に係る市区町村長発行の身分証明書 <span style="float: right; border-left: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">写 可</span>
2 合併	○		(1) 合併された企業が法人の場合 ① 合併契約書〔写〕、公正取引委員会の届出受理書〔写〕 ② 解散登記に係る商業登記簿謄本〔写可〕 (解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写) (登記事項証明書での対応可) ③ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類 (2) 合併された企業が個人の場合 ① 合併を証する書面〔写可〕 ② 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
3 事業(営業)譲渡	○		(1) 譲受人が法人の場合 ① 譲渡契約書〔写〕、公正取引委員会の届出受理書〔写〕 ② 商業登記簿謄本〔写可〕 (譲渡に関し、登記の必要なもの) (登記事項証明書での対応可) (2) 譲受人が個人の場合 譲渡契約書〔写〕 (3) 譲受人が非資格者の場合 ① 譲渡契約書〔写〕、公正取引委員会の届出受理書〔写〕 ② 譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類
4 会社分割	○		(1) 承継した者が資格者の場合 ① 新設分割計画書(分割計画書)又は吸収分割計画書(分割計画書)〔写〕、公正取引委員会の届出受理書〔写〕 ② 商業登記簿謄本〔写可〕 (譲渡に関し、登記の必要なもの) (登記事項証明書での対応可) (2) 譲受人が個人の場合 譲渡契約書〔写〕
5 協同組合等の構成員の変更	○		(1) 組合員が逸脱した場合 脱退を証する書面 (2) 新規に加入した組合員がある場合 加入を証する書面
6 商号又は名称		○	(1) 法人の場合 商業登記簿謄本〔写可〕 (登記事項証明書での対応可) (2) 個人の場合 変更を証する書面
7 法人の代表者		○	① 商業登記簿謄本〔写可〕(登記事項証明書での対応可) ② 誓約書

変更事項	再審査	変更届	申請書又は変更届の主な添付書類
8 住所（本店）		○	(1) 法人の場合 商業登記簿謄本〔写可〕 （登記事項証明書での対応可）  (2) 個人の場合 ① 住民票〔写可〕 ② 営業証明書等〔写可〕
9 組 織 個人→(有)→(株)など		○	商業登記簿謄本〔写可〕 （登記事項証明書での対応可） その他町長が必要と認める書類
10 電話番号		○	申請した七飯町との指定連絡先（本店及び支店、営業所等）が 変更された場合に限る

※ その他必要に応じ、関係書類（誓約書、使用印鑑届、委任状 等）

（	お問い合わせ先	七飯町役場 財政課 財政係	）
		☎ 0138-83-1515	

別表 1

## 業 種 別 分 類 表

大分類	中 分 類	説 明 (営業に関する許認可等)
1	産業部門 01 土木建設機械器具 02 農林業用機械器具 03 設備用機器及び資材 04 電気・通信機器及び資材 05 工作機械器具 06 農林業用種苗薬品資材類 07 機械修繕 08 工業薬品・火薬類 09 建材 10 原材料 11 水道用資材 12 その他	特殊車両を含む。 特殊車両を含む。 空調設備等 家庭用電気製品「ワープロ、パソコンファクシミリ等」、照明器具、電線等 庭石、芝、種苗、飼料等【肥料・農薬届出、動物医、薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定】 高圧ガス類【毒劇物登録】、【火薬類許可】 畳・建具・表具・塗料・ブロック類・ヒューム管等 原木材・鉄鋼材・セメント・ガラス類等、【採石業・砂利採取業登録】 上・下水道用資材類 組立ハウス、ワイヤー、コンテナ、燃焼炉等
2	衛生部門 20 医療機器 21 医療用品類 22 医薬品 23 その他一般薬品資材類	【医療用具販売業届出】 【医療用具販売業届出】 【医薬品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定】 許可、届出等の要しないもの「医療用ベッド、車椅子等」
3	教育研究部門 30 教材用各種用品 31 理化学機器及び資材 32 計測機器類 33 図書及び定期刊行物 34 運動用具 35 動物 36 その他	視聴覚機器、楽器、模型、マシン、標本等 光学機器、実験機器、分析機器等 計量用計器、音響測定機器等【計量器販売業届出】 書籍、雑誌、追録、地図類の販売 体育機器、スポーツ用品、野球用品、レジャー用品等 モルモット、鳥・魚・虫類等【家畜商免許】 教材用CD、美術工芸品、額縁、フィルム等
4	事務部門 40 事務用機器 41 家具・調度品 42 文具・用紙類 43 印章 44 写真類 45 その他	計算機、電算機、複写機、事務用電気製品「ワープロ、パソコン、ファクシミリ等」等 木製・鋼製家具、黒板、カーテン、ジュータン等 文房具、既製印、和・洋紙、加工紙等 作成印等 カメラ、写真用品、DPE等
5	印刷部門 50 フォーム印刷 51 凸版印刷 52 凹版印刷 53 平版印刷 54 孔版印刷 55 複写類 56 製本 57 印刷機器及び資材 58 その他	シール印刷、ステッカー印刷を含む。 スクリーン印刷、地図類の印刷を含む。 タイプオフセットを含む。 青写真、マイクロ写真類等 事務用を除く デザイン文字組版等
6	車輛部門 60 自動車 61 自転車・その他車 62 車両用品 63 車両修繕	バス、バイクを含む。特殊車輛を除く。 車両部品を含む。 【工場認証・認定・指定】
7	油部 脂 燃 料 門 70 車両燃料 71 暖房燃料 72 油脂類 73 染料	船舶用を含む。【石油製品届出・揮発油登録】 LPガス含む。【石油製品届出、ガス登録】
8	織部 維 皮 革 門 80 被服類 81 寝具類 82 靴鞆類 83 一般織維皮革類	軍手・ゴム製品を含む。 洋品、服地、衣料、テント、毛皮、シート等
9	その他の部門 90 保安消防器材 91 記章・プレート・旗類 92 広告物及び看板類 93 時計・貴金属類 94 食料品類 95 金物・陶磁器類 96 日用雑貨 97 洗濯 98 その他	標識類、交通安全施設、避難設備、消防用品、防災用品、災害用食糧等 トロフィー・楯、のぼり、ワッペン、暗幕、腕章、バッジ等 パネル、けんすい幕、広告用品等 茶類を含む。【食品販売業登録、食品衛生営業許可、米穀卸小売業登録】 厨具・暖房器具・ガラス製品、大工道具を含む。 ワックス類、洗剤類、袋類、食器、トイレトペーパー、日用雑貨類 仏具、ビニール加工製品等、他の分類に入らないもの
10	特殊部門 100 百貨(デパート、総合商社) 101 不用品回収 102 役務等 103 業務委託	【大規模店舗届出】 金属類、紙類回収等 賃貸、修理(専業)、運送、その他の役務等 清掃、電気・ボイラー、電話交換、警備、消防設備等、その他の業務等

※ 「説明欄」の【 】で示した許可、免許、登録等を有する場合、証書の写しを提出願います。

別表2

## 営業許可等一覧

略称	許可等内容
	【物品の購入等】
採石	採石業者登録
砂利	砂利採取業者登録
火薬	火薬類販売営業許可
肥料	肥料販売業務開始届
農薬	農薬販売業届
ガス	液化石油ガス販売事業登録
毒劇物	毒劇物販売業登録
医療	医療用具販売業届
医薬	薬局開設許可・医薬品販売業許可
麻薬等	麻薬卸（小）売業者免許・覚せい剤原料取扱者指定
動物薬	動物医薬品販売業許可
計量	特定計量器販売等事業届
家畜	家畜商免許
指定	指定自動車整備事業指定
認定	優良自動車整備事業者認定
認証	自動車分解整備事業認証
揮発油	揮発油販売業者登録
石油	石油製品販売業開始届
食品	食品販売業登録・食品衛生法営業許可
米穀	卸売業・小売業登録
	【物品の賃貸借】
運輸	運輸局許可（自動車有償貸渡し）